

各位

2020年5月26日

株式会社小出不動産

03-3777-1711

5.25 緊急事態宣言解除による今後の方針【第10報】

昨日5月25日 政府は4月7日に緊急事態宣言を発出してから、7週間弱が経過し感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの解除基準に照らし、諮問委員会からの御了承の下、緊急事態措置を解除することとなりました。この間、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持って全力を尽くしてくださった医療従事者の方々には改めて敬意を表したいと思います。

第2波・第3波のリスクも非常に高い確率で予測される中、感染拡大のリスクをゼロにすることはできません。

当社としては今後も引き続き、検温の実施・接客時のマスク着用義務・飛沫感染による感染防止の観点よりアクリル遮へい板の設置は引き続き実施していきます。

政府としては、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していくようです。

世界に目を向ければ、まだまだ感染は拡大を続けています。

緊急事態が全面解除され、次なるステージに向けて一步を踏み出すこととなりましたので、常に緊張感をもって経済の発展に寄与して参りたいと考えております。

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各位

2020年5月16日

株式会社小出不動産

03-3777-1711

コロナウイルスに負けるな！ シングルマザー支援キャンペーン【第9報】

小出不動産では、コロナウイルス支援施策として「**コロナウイルスに負けるな！ シングルマザー支援キャンペーン**」を実施します。

新型コロナウイルスの感染者数もGW明けから徐々に減少傾向ではあるものの、有識者等のご意見等からも長期的にこのウイルスと向き合っていかなければならないと言われております。

社会経済も徐々には動き出すものと思われませんが、改たな生活様式や勤務形態等の変化が必要とされ、健康的な社会状態に戻るには時間がかかると思われます。

そこで、第一弾企画としてシングルマザーの住宅住替え時に必要な初期費用を圧縮するため、当社の管理物件で入居が決まった場合は**仲介手数料を全額無料**とさせていただきます。

※数に限りがあるため、すべてのお客様にタイムリーにご紹介できるものではありませんのでご了承ください。

※もし当社の管理物件で該当する物件が無い場合は、一般仲介物件をご紹介させていただき、その際の不動産仲介手数料は50%OFFとさせていただきます。

詳しくは当社賃貸管理事業部(リーシングセクション)の営業社員にお尋ねください。

03-3777-1711 フリーダイヤル 0120-513-117

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各 位

2020年4月28日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

特別定額給付金について【第8報】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになりました。現在、品川区では、特別定額給付金の申請書をすべての世帯に発送するための準備を進めています。

給付には申請が必要です。

感染拡大防止のため、マイナンバーカードによるオンライン申請、または、郵送申請となります。

・オンライン申請

マイナポータル上の申請画面から入力していただく方法です。

・郵送申請

区からお送りする申請書に記入・押印いただいて、必要書類を同封して返送していただく方法です。

オンライン申請は5月1日から受付開始、給付については郵送申請より早く行えます。

およそ23万世帯の申請書のフォーマット、印刷などを行いますので、5月22日頃から郵送を開始する予定です。

詳しくは品川区のホームページより

トップページ > 区政情報 > 広報・報道 > その他情報 > 特別定額給付金について の順で閲覧できます。

https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-koho/kuseizyoho-koho-sonota/tokubetsuteigakukuyuhukin.html?fbclid=IwAR3mwc7TkTsgdAQ5WV5gu3A-AQwepqd7bu0zJGKZBqFkd_yaASU2_6ak0ZA

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各 位

2020年4月24日

株式会社小出不動産

03-3777-1711

電気料金・ガス料金の支払期日の猶予について【第7報】

■経済産業省は、「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、電気事業者に対し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟な対応を要請しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

■経済産業省は、「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、ガス事業者に対し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟な対応を要請しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

上記の通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金・ガス料金について、その支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請されておりますので、各々HPよりご確認の上ご検討ください。

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各 位

2020 年 4 月 24 日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

生活福祉資金貸付制度について【第 6 報】

生活困窮者支援制度とは別に、生活福祉資金貸付制度があります。

こちらも厚生労働省管轄の制度となりますが、相談窓口は都道府県社会福祉協議会となります。

通常は低所得者世帯に対して、生活費等の貸し付けを行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、貸し付けの対象世帯を低所得者以外にも拡大して、休業や失業により生活資金でお悩みの方が相談できます。後記にパンフレットを添付しておりますので確認の上、お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

■東京都社会福祉協議会

<https://www.tcsw.tvac.or.jp>

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ内 [TEL:03-3268-7171](tel:03-3268-7171)

不動産の事なら創業 68 年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

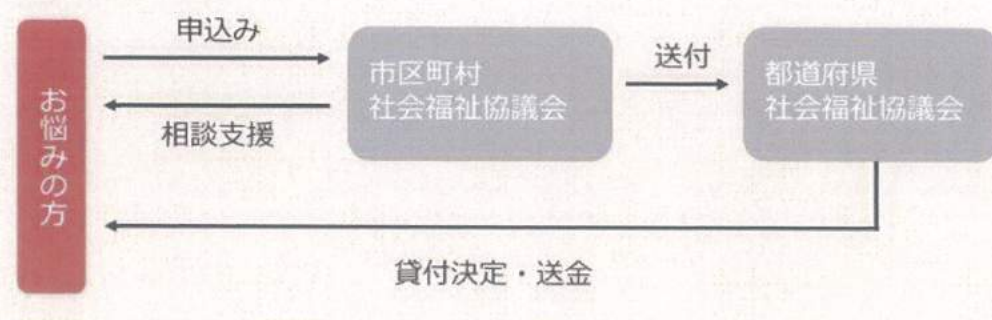
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 受付開始日
3月25日(水)
- 申込、受付
お住まいの市区町村社会福祉協議会

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小出不動産

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小出不動産

各 位

2020 年 4 月 24 日

株式会社小出不動産

03-3777-1711

品川区「暮らし・しごと応援センター」が区役所第 2 庁舎 3 階にオープンしました。

【第 5 報】

生活困窮者の自立支援を強化するため、住居確保給付金の支給等の相談窓口が品川区役所内にオープンしました。

1. 自立相談支援事業、2. 就労相談支援事業、3. 家計相談支援事業、4. 住居確保給付金に支給、5. 生活困窮者世帯の子供への支援 等の相談が受けられます。

- 開設時間：月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
- 電話番号：03-5742-9117



不動産の事なら創業 68 年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各位

2020年4月9日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

住居確保給付金の活用をお勧めします。【第4報】

新型コロナウイルス感染症の発生による緊急事態宣言に至り、最近では中小企業の事業規模縮小や従業員解雇などといった事案がTV・マスコミからも伝わってくるようになりました。

上記事象から仕事を失う、住まいも失う、家賃を払えなくなったりする人が増える恐れがあり、国はこうした人たちに家賃を支給する「住居確保給付金」の活用を呼びかけています。

この「住居確保給付金」は仕事を失った人のうち、住まいも失ったり、家賃を払えなかったりする人に国や自治体が出す家賃を支給するものですので、早めに詳細確認して、いざというときにはスピーディーに申請することをお勧めします。

特に家賃については、所有者様も賃貸収入を生活費として見込んでいる方も多く、心情的には支払い猶予をしてあげたくても出来ない所有者様も沢山いらっしゃいます。

「住居確保給付金」は就職活動中の家賃を原則として3か月間、最長で9か月間、受け取れます。

世帯の生計を支えていたものの2年以内に仕事を失い、ハローワークを通じて求職の申し込みをしていることなどが条件で、世帯収入と預貯金に一定の基準が設けられていますので、各地域によって異なりますのでご確認ください。

東京の中心部などでは、2人世帯の場合、月収19万4000円、預貯金78万円以下で、毎月6万4000円を上限に支給されます。

単身世帯の場合、月収13万7700円、預貯金50万4000円以下となっていて、毎月5万3700円を上限に支給されます。

申請には、運転免許証などの本人確認の書類や失業中であることを証明する書類、それに世帯収入や預貯金が確認できる資料などが必要です。

ただ、自治体によって書類や資料が異なるケースもあるため、「自立相談支援機関」などに事前に確認する必要があります。

品川区「住宅確保給付金の支給」は以下のアドレスにて確認できます。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-seikatsukomaru/hpg000011207.html>

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産



日管協

— 住居確保給付金のご案内 —

公的支援制度があなたの “家賃のお支払い”をサポートします

求職活動中も家賃支払いの
悩みを解消できました



定職に就けなかった時
この制度に助けられました



じゅう きょ かく ほ きゅう ふ きん

住居確保給付金 は国が実施する
生活困窮者自立支援法に基づく制度の一つです。

離職などにより住居を失った方、また失うおそれの
高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、
一定期間、家賃相当額を支給する制度です。

※受給資格を得るためには給付要件があります。



あなたが給付対象か、簡易チェックをしてみましょう。(ウラ面へ)

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

協力:  厚生労働省

不動産の事なら創業 68 年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

かんたんチェック!

簡易版「住居確保給付金」主な給付要件チェックリスト

次の質問に当てはまるものに○をつけてください

| 項目 | チェック欄 |
|------------------------------|-------|
| ● あなたの年齢は、65歳未満ですか。 | |
| ● 現在仕事に就いていない場合、離職から2年以内ですか。 | |
| ● 離職等の前に世帯生計を主として維持していましたか。 | |
| ● ハローワークに求職の申込みを行っていますか。 | |
| ● 国の雇用政策による給付等を受けていませんか。 | |

※その他にもいくつかの給付要件があります。

< すべての項目に「○」が付いた方 >

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、自立相談支援機関に相談することをおすすめします。

ご相談・お問合せは

お住まいの地域の『自立相談支援機関』へ

家賃債務保証事業者協議会

検索

QRコードからでも
アクセスできます!



※家賃債務保証事業者協議会は、厚生労働省のデータを基に、自立相談支援機関検索ページを用意しています。

すべての項目に「○」が付かなかった方も、他の公的支援を受けられる可能性があります。ひとりで悩まず、まずは自立相談支援機関に相談することをおすすめします。



公益財団法人
日本賃貸住宅管理協会

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-1
朝日生命大手町ビル17階
URL <https://www.jpma.jp/>

不動産の事なら創業 68 年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各位

2020年4月9日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

緊急事態宣言が発令された事により【第3報】

平素は小出不動産にご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

この度の政府の緊急事態宣言を受けまして4/8（水）～4/22（水）の間を『自粛営業シフト』というスタイルにより継続営業をさせていただきます。

店頭の入り口3か所の内、1か所を閉鎖し、来店されるお客様との接触ポイントを徹底的に除菌し対応させていただくこととします。

店頭にはアルコール消毒液を用意させていただきましたので、来店の際は必ず使用して除菌を実施させていただきます。

賃貸契約や更新契約のため来店される場合は、風通しの良い個室にて一定の距離を保ちながらの契約とさせていただきます。

従業員は接客にあたりマスクの着用を義務付けしておりますのでご了承ください。

尚、来店しなくても対処できる問題点については、電話にてお問い合わせいただけますようご協力願います。

平日・土日祝 9:00～18:00迄 とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も、新たなる方針が決定された場合は当社HPに掲載してまいりますのでご確認願います。

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各位

2020年4月6日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

緊急事態宣言・ロックダウン（都市封鎖）となった場合

最初にロックダウン（都市封鎖）という言葉が登場したのは、3月19日の政府の専門家会議での提言。

ここでは、海外の事例も引いて、ロックダウンを、「数週間の間、都市封鎖をしたり、強制的な外出禁止の措置や生活必需品以外の店舗閉鎖などを行う、強硬な措置」と定義されておりました。

そのうえで、感染爆発が起きた場合には、「取り得る政策的な選択肢は、ロックダウンに類する措置を講じる以外にほとんどない」と書かれています。

具体的に政府からのロックダウンが発令された場合にはそれに従う事となりますが、小出不動産としては本社事務所には最低必要数の人材のみ出社させて売買・賃貸住宅等の緊急事態に対する対応のみを実施しようと考えております。

従いまして、一般来店顧客の新規受付は特別な事由が無い限り停止させていただきます。

売買事業・賃貸事業を含めて、当社顧客の資産保全の協力並びに賃貸入居者からの緊急対応のみに限って対応させていただきます。

自宅待機・外出禁止となれば、賃貸住宅内での生活比率が高くなり、設備故障をはじめ緊急対応の確率が一気に高くなるのが想定されますので、その際は出来る限りの対応をさせていただきます。

尚、公共交通機関を利用して出勤してくる従業員はすべて自宅待機とし、徒歩圏内に住居を構えている従業員のみ交代で出勤することとします。

今まで経験したことのないロックダウン（都市封鎖）など実行されないことを望みますが、昨今の感染拡大傾向から判断してもあり得ない状況であると推察しております。

今後も、新たなる方針が決定された場合は当社 HP に掲載してまいりますのでご確認願います。

不動産の事なら創業 68 年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小 出 不 動 産

各位

2020年2月1日

株式会社小出不動産
03-3777-1711

新型コロナウイルス感染症の予防策

はじめに、新型コロナウイルス感染症に遭われた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い終息を願っております。

さて、日本国政府は1月28日に、新型コロナウイルスによる肺炎を「指定感染症（2類感染症相当）」に指定する旨の政令を発表しました。国内に於いて急速に広まる「新型コロナウイルス感染症」の懸念を踏まえ、小出不動産では下記のとおり励行しておりますのでご一読ください。

1. 新型コロナウイルス感染症への会社の対応について

来店顧客及び従業員で新型コロナウイルス感染者が確定した場合は速やかに本社総務人事部へ報告し、本社の指示に従うこと。

労働安全基準法に則り感染症法の制限に従うこと。

2. 感染疑いがある場合の対応

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、倦怠感や息苦しさがある場合には最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせること。

現時点では既に感染経路が不明の感染報告がされているため、発熱がある場合の出勤は控えること。

毎朝出勤時に体温測定を行い、37.5度以上の発熱が認められた場合は出勤停止とし、総務人事部へ報告すること。

3. 感染予防について

不要不急の外出、人が多く集まる場所への来訪は避けること。

うがい手洗い、アルコール消毒をこまめに行うこと。

なお、店頭にはアルコール消毒液を常設しておりますので、ご自由にお使いください。

一人一人の心がけが、皆様の身を守ります。エチケット・マナーを守って正しく健全な行為に努めてくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

株式会社 小出不動産

不動産の事なら創業68年 信頼と実績の小出不動産

株式会社 小出不動産